



今後の贈与税改正について

今回は、贈与の税制改正において焦点となるポイント及び改正前の対策についてです。

1. 税制改正の背景

政府としては「暦年贈与を利用した節税対策にストップをかけて、富裕層に対し相続税による税収を確保したい。」というのが税制改正を進める背景にあります。

2. 現行の税制

【贈与税】贈与には**暦年課税贈与**と**相続時精算課税贈与**の2種類があります。

<暦年課税贈与>

年間110万円の非課税枠を活用し、長年にかけて少しずつ財産移転をする贈与を暦年贈与といいます。暦年贈与は**相続対策の王道**となっています。

<相続時精算課税贈与>

制度を選択後は、贈与額2,500万円まで何回でも無税で贈与できます。しかし贈与者が亡くなられた際、**贈与財産を相続財産に持ち戻して**相続税額を計算します

【相続税】相続税には**相続開始前3年内加算ルール**があります。

亡くなる直前3年以内に贈与をした財産は、相続税の計算をする際に足し戻して計算をする**ルール**があります。足し戻しの対象は**相続財産を受け取る人への贈与**に限定されており、孫など、相続財産を受け取らない人への贈与は足し戻しの対象外です。

3. 将来的にどう変わる？

令和4年度税制改正大綱では具体的な話はありませんでしたが、「諸外国制度も参考にしつつ、一体的な課税体系としたい」としています。

【相続税と贈与税の一体化？】

相続で財産を渡しても、贈与で財産を渡してもかかる税金を同じにしたいというのが改正の趣旨です。ですがいきなり制度を大きく変更すると国民の反感を招きかねません。**持ち戻しの期間を延長する**、もしくは**暦年贈与を廃止して相続時精算課税制度に一本化**する可能性があります。

持ち戻し期間を延長するとした場合、ヨーロッパの10年、アメリカでの一生涯に揃えて延長される可能性が高いと思われます。

【孫やひ孫への贈与も相続財産に加算される？】

現行、相続開始前3年内加算ルールは基本的には相続人のみとなっていますが、相続開始前の一定期間内であれば**孫やひ孫への贈与も相続税の課税対象**になる可能性があります。

4. 今のうちに検討したい対策

令和4年は暦年贈与のラストチャンスになるかもしれませんので、**贈与金額や贈与内容の見直し**を試みましょう。

- ◆ 収益を生むもの、将来値上がりが見込まれるものは早めに贈与する。
- ◆ 贈与税の特例（住宅取得等資金、教育資金、子育て資金、配偶者控除など）を利用する。

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。（担当：岡）